

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙中1「鹿屋市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙中2「鹿屋市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
卒業後に当該企業へ就職し本市に5年以上継続して居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者で無いことについて	A 誓約する	B 誓約しない

注 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職学生支援金の支給対象となりません。

6 在学歴

期間	大学名・学部名・学科名	在学地
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市
年 月 日～ 年 月 日		都 区 県 市

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書（本人確認ができるもの）
- (2) 在学証明書（卒業学年であることを確認できるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの在学証明書に加筆・押印（公印）すること。）
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料

別紙

1 鹿屋市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- (1) わくわくかごしま移住促進事業及び地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿屋市から求められた場合は、それに応じます。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第9条第2号により、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に鹿屋市に転入しなかった場合：全額
 - エ : 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に鹿屋市わくわくかごしま移住促進支援金交付要綱第3条第2項第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く）：全額
 - オ 転入日から3年未満に鹿屋市から転出した場合：全額
 - カ 転入日から3年以上5年以内に鹿屋市から転出した場合：半額

2 鹿屋市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意事項

- (1) 鹿児島県及び鹿屋市が、鹿屋市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、鹿児島県及び鹿屋市が、当該個人情報を国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (2) 鹿屋市が、地方就職学生支援金の交付、返還等に必要な範囲内で、申請者の住民票等を取得し所在地確認を実施することや就業先への調査等により就業状況確認を実施することに同意します。